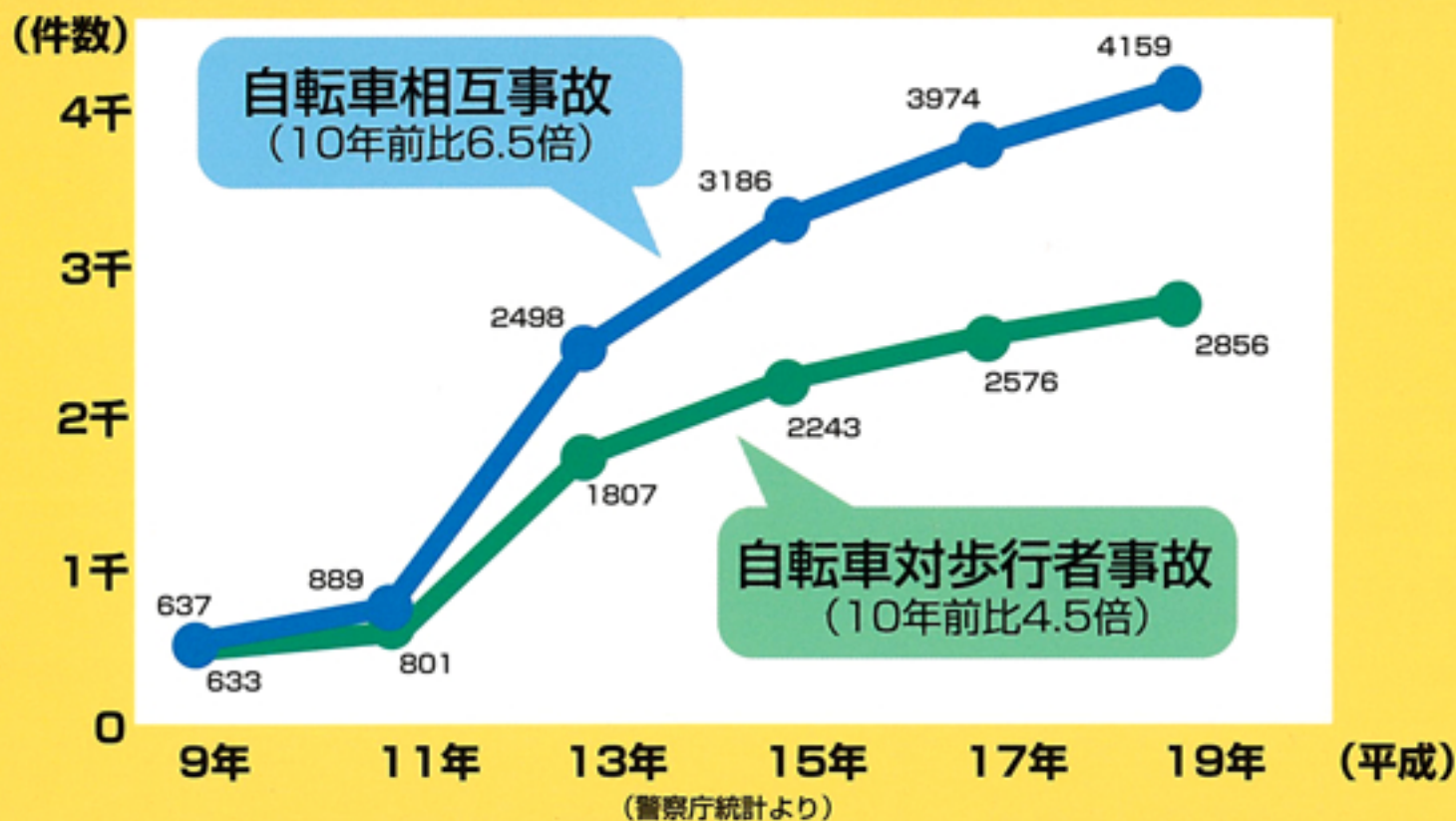


増える自転車事故!!



自転車の事故が増え、高額な損害賠償の請求も起こっています。

平成19年中の自転車関連の交通事故は、17万1,018件で、全交通事故の約2割を占めています。特に、自転車対歩行者の事故は、一貫して増え続け10年前の4.5倍にもなっており、高額な損害賠償を請求される事案も増えてきております。

賠償事例



無灯火自転車事故で女子高校生に 5,000万円の賠償命令

〈事故の概要〉

- 自転車に背後から衝突されて重い障害が残ったとして、元看護師の女性(57歳)が、乗っていた当時高校生の女性(19歳)と父親に損害賠償を求めた訴訟で、横浜地裁は、高校生に5,000万円の支払いを命じた。
- 被害者女性は、午後7時15分頃路上を歩いて帰宅途中、無灯火で携帯電話に気を取られて前方注意を怠り進行してきた高校生の自転車に、背後から衝突され、首などにけがをして歩行困難になり、看護師の職も失って生活保護を受けている。

(平成17年11月25日 横浜地裁判決) ※TSマーク貼付なし

TSマークへの関心が高まっています。

最近、テレビや新聞等でもTSマークのことがよく取りあげられるようになり、自転車利用者をはじめ、生徒、児童を持つ親御さんや学校当局から、「自転車に賠償責任保険、傷害保険がセットになったTSマークを貼りたいので、取り扱っているお店を教えてください。」といった問い合わせが多くなってまいりました。

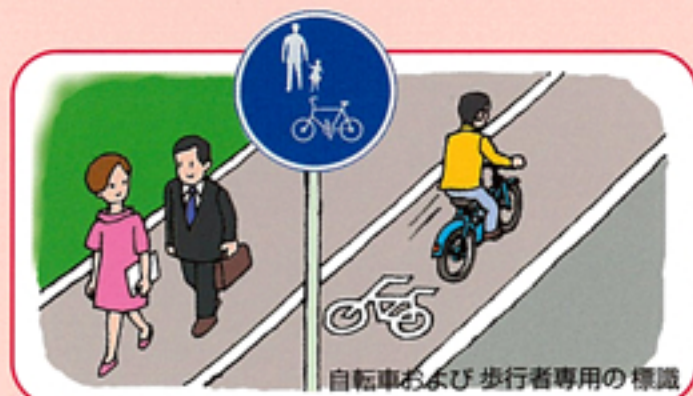
30年ぶりに、**自転車の歩道通行**の ルールが見直されました

平成20年6月1日改正道路交通法施行

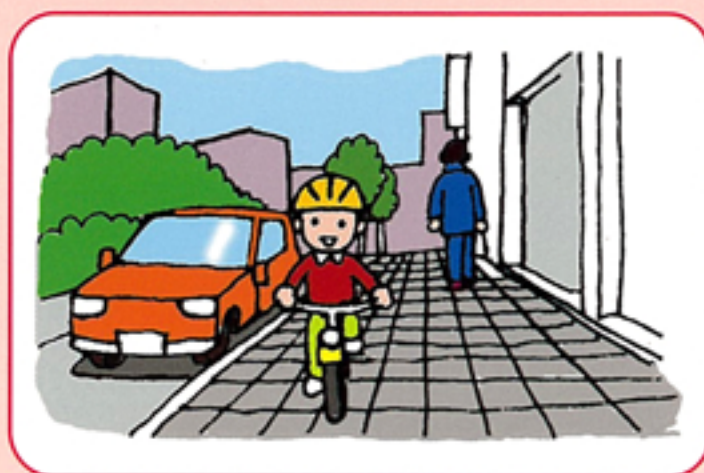
●普通自転車の歩道通行に関する規定

自転車が歩道を通行できる普通自転車は、次の場合です。

①道路標識等で指定された場合



②運転者が児童、 幼児等の場合（改正後）



③車道又は交通の状況からみて やむを得ない場合（改正後）



注意事項

①②③の場合でも、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

改正前

道路標識等により歩道通行できるとされている場合

改正後

道路標識等により歩道通行できるとされている場合

+

運転者が児童、幼児、70才以上の高齢者、身体に障害を有する方の場合

車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

●児童・幼児のヘルメット着用

児童・幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



